

居延新簡資料における量詞の考察

三 保 忠 夫

「キーワード 居延新簡、木簡、量詞、漢簡、助数詞、類別詞」

一 はじめに

一九七二年から一九八二年に収集された居延新簡一九、四〇〇余点については前稿にも触れた。次は、その参考文献である。前稿の時点では、そのAの刊行があっただけであるが、その後、B、Cも公刊され、これらにより、我々は、居延新簡のおおよそにつき、その図版と釈文とを手にすることができよう。

A 甘肅居延考古隊「居延漢代遺址の発掘和新出土的簡冊文物」、『文物』、一九七八年第一期。（関連する論文も同誌に掲載あり）

B 甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館文化部古文獻研究室・中国社科院歴史研究所編『居延新簡——甲渠候官与第四燧』、一九九〇年七月第一版、文物出版社。

C 甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館中国文物研究所・中国社会科学院歴史研究所編『居延新簡 甲渠候官』（上下）、一九九四年一月、中華書局。

右の内、Bは、居延都尉甲渠候官（破城子）の探方、房屋、塙内外、その他の簡牘類一九、一四二点についての釈文である。また、Cは、同甲渠候官遺址の七、九五二点、甲渠第四燧遺址の二四二点、三十井次東燧遺址の一七三点、その他二二点、計八、三八八点の簡牘類の釈文（上册）と図版（下册）とから成る。

本稿の以下には、主にBに依拠し、量詞を収集していくこととする。用例の掲出方法は見出し字の部首順とし、釈文中に用いる主な符号は次のとおりである。（右の編者にならう）。また、／印は原本に改行されていることを示す。

□ 原簡の字が模糊としていて釈定できない場合（一字分）。

…… 同右、字数のはっきりしない場合。

□ 原簡に破断ある場合。

□ 原簡右欠。 □ 原簡左欠。

簡牘類の出土地については次の略称を用い、これに簡番号を付す。

破探一（～六八） 破城子探方一（～六八）
破房八（～三二） 破城子房屋八（～三二）

破塢内

破城子塢内

破塢外灰堆

破城子塢外灰堆

甲四探一 (一〇二)

甲渠塞第四燧探方一 (一〇二)

不明残簡

一九七二年居延地区調査採集地点不明

二 量 詞

本資料には、次のような量詞が用いられている。

- (1) 乘 (2) 丸 (3) 于 (4) 人 (5) 件 (6) 両
- (7) 具 (8) 券 (9) 劑 (10) 匹 (11) 区 (12) 卷
- (13) 合 (14) 囊 (15) 困 (16) 封 (17) 張 (18) 所
- (19) 日 (20) 束 (21) 杯 (22) 枚 (23) 囊 (24) 歲
- (25) 牒 (26) 発 (27) 級 (28) 編 (29) 行 (30) 輩
- (31) 通 (32) 隻 (33) 章 (34) 領 (35) 頭 (36) 騎
- (37) 齊

(1) 乘

○ □ 中蓋三乘牛車五 □ (破探五三288)

文脈がはっきりしないが、乗用の車、および、牛車を数えたものか。

(2) 丸

○ 復延骨各一凡 □ (破探四三90B)

薛英群氏は「……丸」と翻字する^②。丸葉の個数をいう。先の居延簡にも「□始梧美先舖食吞五丸」(265・2A)とみえる。

(3) 于

出二百五十買羊一

出百八十買鷄五隻

○ 受甲渠君錢千

出七十二買駱四于

● 凡出八百六錢

出百六十八糶米七斗

今余錢二百

出百卅沽酒一石三斗

(破探五一223)

買物の支払い報告書であろうか、「買駱四于」とある。先の文献Cの図版でも確認できる。「駱」は駱駝らくたの肉であろうか、あるいは、「駱」の宛字であろうか。「于」は、「孟」もしくは、「孟」の省画であろう。前者は、わん(めしを盛るわん、水飲みわん)、後者は、さら、おわんをいう。「孟」は、漢書の東方朔伝(師古曰、孟、食器也)、史記の滑稽伝(酒一孟などにもみえるが、江陵鳳凰山一〇号漢墓木牘に「小于(孟)一具」とみえるのが参照される(注(18) 文献、二九頁)。

(4) 人 ↓ ③⑥ 騎

○ ● 右凡卒十四人 (破探五139)

○ □ 四兩其一兩載婦一人兒二人俱入塞不三兩所

(破房二二450)

○ 官吏三人 / 士吏二人

(破房二二451)

候長、燧長、燧卒、官吏、婦、兒など、また、騎兵を数えている。

○ □ □ □ 居延都尉博城騎千人 行丞事謂官写移書到務如

大守府牒律令 掾博兼守属弘書佐政 (破探四三12)

○ □ □ □ 十三人 □ 騎士十六人見八十五人隊長張敵病不任 □ □

(破探六八130)

○ 史將軍発羌騎百人司馬新君将度后三日到居延居延流民亡者皆已得度今發遣之居延 (下略)

(5) 件

(破房二二325B)

其十四人已前出 用羊韋八十三件

○ 最凡吏九十七人 定受奉八十三人 交錢五万九百八錢

用絳一匹

用布十八匹

(破探四〇6B)

「羊韋」はひつじのなめし皮。右は、今日の「枚」に近い用法である。

(6) 両 ↓⁽²⁾ 枚、⁽³⁾ 領

単位(金銭等)を別とすれば、衣料、はきもの、荷車を数える用法がある。

○ 官袍一領甲 官裘一領甲

○ 官襲一領甲 官袴一両在亭 (破探五12)

○ 自言貫買早袴一両直九百臨桐際長解賀所已收得臧治所畢 (甲四探一21)

居延新簡にも、前に同様戍卒の衣料を列挙したリスト(簡)が多くみられ、これらにおいては、袍、裘、襲などに「領」、袴、褌、桌履などに「両」、面衣、帯、その他に「枚」が用いられ、区別されている。

「袴」はズボン状の underwear をいう。これは、右の他、次のような形でみえており、ここに「両」が用いられている。

袴 (破探五六152、同五八73) □袴 (破探一1) □袴

(破探五七102) 早袴 (破探五92、同五一125) 布袴 (破

探五一387、同五二139、同五七3A、同五八73、甲四探二11)

白布袴 (不明残簡14) 復袴 (破探五七72) 早復袴 (破

探五九51) 早復袴 (破探五七57) 早□復袴 (甲四探二

11) 早布復袴 (破房一九12) 早布復袴 (破探五九19、同

五九676) 早□□ (破探五二638) 布復袴 (破探五一67、

同五八19) 白布单袴 (破探五二187、同五二259、同五二759)

○ 布袴 (破探五二272) 韋单袴 (破探五二136A) 韋袴

(破探五二387) 革韋 (破探五八73)

「復」「複」は裏付きのもの、「単」「禪」は単衣のもの、「卓布」は黒布、「韋」は皮革製をいう。

○ 布襲一領一 布復袴一両一 (破探五一67)

布復襦一領一 布褌一両一 □レ (破探五一67)

「褌」は下ばかま。「布小褌一両身」(破探五九51)ともみえる。

各品目の下に「一」「二」「レ」などとなるのは、受領者のサイン。

○ 袜一両封 (前後略) (破探五六69)

○ 犬皮鞋二両受都内 (前後略) (破探五九19)

「袜」「鞋」は足袋の類、「犬」は官発の狗布襪。他に、□官鞋一

両見 (破探五一507)、「犬鞋二両」(破探五二638、破房一九12)、「布鞋一

両」(破探五一66)ともみえる。

○ 常韋一両 (前後略) (破探五一457)

はつきりしないが、「常韋」は、はきものに関するものであろう。前後に、犬鞋、緹績、緹行膝が位置する。他に一例、「常韋二両」(破探五

一457)とみえる。これは、前後に犬鞋、桌肥が位置する。

○ 桌履一両/革緹二両/桌□二両 (前略) (破探五八115)

○ 革緹二両/桌履二両 (前略) (破探五九19)

「桌履」は、桌糸製の履。もう一例みえている(破探五八73)。「革緹」

は革鞞(かわぐつ)の類であろうか。

○ 桌肥一両 (前略) (破探五二638)

「肥」は「菲(わらぐつ)」に同じ、「桌肥」は桌糸製のわらぐつ。類

例は二例みえてゐる(破探五九676、破房一九12)。

○ 白単履一両(前後略)

(不明残簡14)

これもはきものに関する用例であろう。

この他、袴やはきものの類を数えたかとみられる「両」の用例が拾われるが、文字が欠けていて使用できない(破探五一714、同五二638、同五九678、など)。

なお、例外的な用例として次がある。

○ 布復袴一領レ

黄布禪衣一領毋

□□

○ 布練一両レ

絮巾一枚レ 黄布袴一枚毋

(破探五一66)

袴に対し、「領」「枚」を用いた例である。同様に、「布禪袴一領」「黄布袴一枚已」とする牘(破探五二93)、「黄単袴一枚已 白章袴一枚已」とする牘(破探五二94)がある。これらは混用例とみるべきであろうか。あるいは、「黄布袴」などは袴の仲間ではないのであろうか。

「両」は、また、荷車を数える量詞としても用いられる。

○ ● 右十一月廿七日訖今月七日受十七両粟大石四百二十五石

(破探四〇12)

○ 入粟大石廿五石 車一両 居攝三年三月戊申

(破探七10)

粟の大石二十五石を「車一両」で運ぶ規定であつたらしい。居攝三年は紀元八年、前漢の滅んだ年である。

○ 新卒飯牛車十五両皆毋

(破探五三188)

○ 牛大小八頭大車一両皆与大卿令為子息之又子偃前大卿奴及牛廿余

(破房二二341)

○ 甲渠言謹驗問尉史張詡際長張宗

警産詡宗各有大車一両用牛各一頭余以使相

(破房二二657)

右の、「車」「牛車」「大車」は牛に引かせた荷車のようだが、人(婦

児)を載せることもある(既出、(4)「人」の第四例)。車に「両」を用いた例は他にもあるが、省く(破探一四5、同四三177、同四三178、同四三201、同四九53A、同五〇57、同五一459A、同五二528、同五二805、同五三35、同五六133、同五六135、同五九96、同五九100、同五九167、同五九175、同五九176、同五九295、同五九349A、同五九502、同五九796、同六五357、同六五412、同六五428、破房二二449、同二二752)。

(7) 具

○ 南陽某車父武後第十七車 (以上為第一欄)

輪一具 椶柔福七輦捨福一折 佐爰完/杙軸完 (以上為第二欄)

(破探五一251)

右は、車輪一具についての折傷状況を記したものであろうか。

○ 同(臨之) 陔卒魏郡内黄城南里呉故 責故臨之陔長薛忘三石布

囊一曼索一具皆顧忘得不可得忘得見為復作 (破探五九7)

○ 令…葉積一具直 始建国天鳳一年六月乙亥掾常付不侵候長蕭

(破探五50)

○ 七月余見葉積六具

(破探五九125)

河平三年六月丙寅の年記をもつ牘に「□一具付掾」とみえるが(破探五二190)、状況からすれば量詞のそれではないらしい。

(8) 券

○ 五石券卅二券□□□

(破探五三144)

三石券十四券□□□

「石」は、粟、稊、豆などを計量する容積の単位である。右を解するについては、次が参照される。

- 入粟三石^三券百九又糜三石^三券九十二奇一石 (後略) (破探五六120)
 これは、粟の三石入りの券を一〇九ケ、糜の三石入りの券を九二ケ、との意であり、この「券」(広韻、霽韻去声・先韻平声)は、三斛(石)入りの囊(有底)をいう(説文)。右の「券」(広韻、願韻去声)は、この「券」に同意とみられ、その用例は、穀類の入った五石入りの券を四二ケ、三石入りの券を一四ケ、云々と解される。券には、五石入りのものもあったのであろう。なお、先の居延簡には、「廩糜一券」(198・8)、
 「粟一券寄粟」(破探四三14)、「券寄粟」(48・12B)のような例がある。
- (9) 劑 ↓(37) 齊
- (10) 匹
- 布帛の単位としての他、馬、囊他を数える量詞として用いる。
- 城北際馱馬二匹 母鞍勒 (破探五九268)
- 廿四馱馬一匹 驛牡左剽齒八歲高五尺八寸 上 調習 (破塙外灰堆1)
- 丹騎馱馬一匹 馳往逆辟未到木中際里所胡虜四步入 (破探六八87)
- 「伝馬五匹」 / 始建国五年一 (破探五九585)
- 前漢時代には、伝車の制度と馱騎の制度が併行しており、前者から後者への過渡期であったとされる。第一例の「勒」は銜、次の「上」は上馬、「調習」は調教済みの意、第四例の「伝馬」は伝車(四馬、二馬、一馬で引く)を引く馬。「馱馬」は他にもみえるが掲出を省く(破探四三109、破房二二195)。
- 出粟二百七十一石二斗 撰食候長候史私馬廿匹 積千七百六十匹 (破探四78)
- 「野馬一匹 出珍北候長皆」 (破探四三14)
- 葵千五十束 群馬七匹 食 忠当負 已入 (破探五九356)
- 借馬一匹 (前後略) (破房二二188)
- 「騎馬可五千余匹」 (破房二二613)
- 右に「私馬」「野馬」「群馬」「借馬」「騎馬」とみえる例を引いたが、馬を「匹」で数える例は他にもある(破探五一12、同五一85、同五一528、同五一647、同五一226、同五一442、同五一474、同五一2480、同五一517A、同五一543、同五一623、同五一3239、同五一9585、同五一9599、同五一9627、同五一9673、同六一545、同六一587、同六一6899、破房一六48、同二二493、同二二585、同二二669、不明殘簡12)。
- 百騎亭但馬百余匹 囊他四十五匹 皆備賀併塞来南燔 (破房一六48)
- 「囊他」は、後に、「頭」をもって数えるようになる。
- (11) 区
- 靱汗里九百万年 宅一区 母門離決長十步 (破探五三40)
- 先にも、候長礼忠の屋敷を「宅一区」(37・35)とする例があった。
- (12) 卷
- 「日昌言變事自書所言」卷 已覆而休言未滿半日 (破探五二47)
- 木簡を編んだ冊書の一巻をいうものであろう。
- (13) 合
- 筭(竹篋)を編んで作る被せ蓋をもつ箱、小樽、磴を数える。
- 筭一合 | 小樽一合 | 小槃十三枚
- 案三枚 | 小杯三枚 | 舖比一枚
- 中槃三枚 (破探五15)

○ 大筒一合直千一石 (前略) (破房二二11)

筭・大筒の例は、他に二例みえている (破探四三16、破房二二24)。

○ 受六月余石磴二合完 毋出入 (破探五一90)

先の永元の冊書、「兵釜磴簿」が参照される。

次の二例は意味不明のものだが、念のために引いておく。

○ □□□記一合檄須以□ (破探五〇158)

○ □□一両 小随一合 (破探五九502)

(14) 囊 ↓(23) 囊

(15) 困 ↓(33) 章

(16) 封

封印をした郵便物を数える。その往来、受発の記録が重視されたため、用例は多い方であるが、一部だけを掲げて他は省く。

○ 書三封檄一 其一封居延都尉章 一封孫根印

一封広地候印 (以上為第一欄)

十二月丁丑掾博奏発 (以上為第二欄) (破探五一81)

○ 北書一封輔平連率章□ (破探四〇192)

○ 南書一封居延都尉章レ 詣張掖大守府 □ (破探五一343)

○ □北行詔書一封 封破□□□ (破探七一31)

○ 卅井関守丞匡檄一封詣府十一月壬辰言居延都田番夫丁宮祿福男子 (破房二二133)

「北書」「南書」「北行」(また、「南行」とは、北方向け、また、南方向けの郵便物(封書)のこと。「詣」は至る、「檄」は緊急報告書。

(17) 張

○ 弩一張力十二石 (破房二二748 A)

「弩」の強さは「石」によって示される。

(18) 所

○ ●最倉三所 (破探五78)

○ 以書言会月二日●謹案部際六所吏七人卒廿四人毋犯四時禁者謁報

敢言之 (破探五九161)

右は、倉(建築物)、際の数を示したもので、類例は他にもある(倉一

破探五八81、際一破探四三173、同五〇34、同五二659、破房二二783)。

○ 第十七部茭万束 十所 (以上第一欄、第二欄は省く) (破探五一91)

これは、茭を備蓄した場所(施設か)を数える。

○ □□…一所刺腹一所尊擊□□□右脅一所凡□□□ (破探四三106)

○ □□一所広二寸表六寸/左臂二所皆広二寸長六寸又手中創二所皆

広半寸長三寸/ ●右臂二所其一□ (破探五一324)

○ 頭四所其一所創表三寸三所創表二寸半皆広三分深至骨良 (破探六八188)

右は、戦闘によって身体に被った創傷の数をいう。「表」は長さ。それぞれに詳細であり、用例数も多い(他に、破探五九820、同六五四4、同六八20、同六八25、同六八172、甲四探二61)。

○ □□齒十六歳項上有□一所 □□□ (破房二二531)

これは十六歳の人物(あるいは、捕虜か)の身体的特徴を記したもので

しい。

以上の他、量詞のようだが前後不詳の例もある(破探四三3・321)。

(19) 日

○ ●告尊者卒作十日輒休一日于独不休尊何解□ (破探五九357)

○ □□往来五日還到隧倚過私留第五隧□ (破探五九570)

○ □量食往来三日□ (破探五九〇二)
 労働、休暇の日数、往来に要した日数などを数える。

(20) 束

用例が多い。就中、「菱」の束数をいう例が多い、菱は、馬・牛の飼料、また、暖房の料、苫火の着火の料とされた干し草(乾芻)である。

出菱十束

○ □府卿出菱簿 出菱十束□

出菱十束 (破探五一一九)

○ □有官 稍入菱二千七百束尉駿買二千束 (破探五一一七)

官倉には「菱出入簿」が備えられ、その「出」「入」は嚴重に管理されていたらしい。その出、入に関する簡も多い(破探七一八、同五一九一、同五一六二、同五二三二、同五二四六、同五二六〇、同五二六八、同五九三四、同五九四七、など)。

○ □伐菱四十束又十□ (破探五一三四)

○ 買斧各一到 (中略) ●高沙菱五千九百河南菱二万一千八百一十 (破探五九三九A)

五束 / ●凡卅三両 (後略)

菱は、現地の伐採作業により、また、売買により入手されたようである。この他にも菱を「束」で数えた例は多い。(破探四〇六A、同五一四九、同五一五三、同五二八五、同五二四九A、同五二一八二、同五六一〇七、同五九三六、同五九六九、破房二二四七B)。菱は、まず、馬の飼料とされたらしい。

○ □回□□□馬伐菱所三千束母出七月晦 (泥印匣槽) (破探二二四七D)

○ 出菱卅束 潤月乙卯以食送使者叶君柱馬八匹壹宿南 (破探五一八五)

○ 主馬十四匹四日殄北卒馬十四匹一宿去葉馬八束半

□ 主馬四匹三日葉馬八束半 (破探五一二五八)

次には「菱」字を欠くが、やはり、これを牛にも与えたようである。
 ○ □七束食官牛 庚子卒孫赦取 (破探五一二五三)
 次には「牛」字を欠くが、「頭」とあるから牛に関するものであろう。

出十束直八十五子音取錢□

○ 凡□□百廿一頭 出七束張紀実錢付魏子□

出三束直廿七錢未□ (破探五〇一四〇B)

○ □……枚 登取一束 / □……一束直七十八 / □……又五十頭 (甲四探一二十)

「束」は、菱の他、韭、蒲、葦などにも用いられる。

○ □卒宗取韭十六束其三束為中舍二束掾舍十一束卒史車父復来 / □二

石唯掾分別知有余不足者園不復水出□多恐乏今有 (破探五一三二五A)

○ □束●凡得蒲四百五十束 (破探五一二五七)

○ □□□候長張暉 伐蒲三十束 (破探五九九五)

○ 第卅六隊長侯偃 卒一人省積菱 塚塙不涂

三人見 見葦三百束 (破探五六一〇七)

以上の他、束数を示す「束」字のみえる簡は多いが、何を数えたものか、はっきりしないことがある(破探四〇九一、同四〇一四、同四四一四、同四八一八A、同五〇二三七、同五一二九四、同五一三二五B、同五一五六一、同五一六四、同五一七五三、同五二二三五、同五二二七九、同五二二七九、同五六一六四、同五九三二、同六五七八、同六五一一六、破房二二五七A)。

(21) 杯

○ □□□酒一杯飲大如鷄子已飲傳衣□□ (破探五三二四)

「一酒」を器に一杯との意であろう。「大如鷄子」とはその量か。

(22) 枚 ↓ (23) 隻

「枚」は、漢代、さらには南北朝時代に至って広く用いられ、最もすぐれた適応力をもつ量詞であったとされ、居延新簡にも用例は多い。以下には、建築関係、衣料関係、日用器物関係、生産・交通器材関係、貨幣、文具・武器関係、食料関係の順に用例をみていく。

- 尉史並白／教問木大小賈謹問木大四章長三丈章七十長二丈五尺章五十五●三章木長三丈枚百六十椽木長三丈枚百長／一丈五尺枚八十
- 母積粟 (破探六五120)

右は、実は量詞としての用法にはない。「(―部の)長……、枚(枚数)……」とあるもので、従って、「枚」は名詞である。しかし、これは、用材の形体、数量を示しており、この点、量詞「枚」の意味に近い。

- 床二／其一六尺／一八尺板三枚／見 (破探六82)
- 与此椀柱百五十枚 (破探四〇159)
- 「椀」は、偵察用施設で、これに索を懸けて侵入者をチェックする。居延簡にも「椀柱四枚其二小 (後略)」(68・95)とみえる。
- 八尺財用五百枚 (破探五二135)

右も用材を数えたものかとみられるが、正確なところは不明である。

- (前略) 布練一両レ 絮巾一枚レ 黄布袴一枚母 (破探五一66)
- (前略) 阜布□一 □□三枚 …… / 布单阜衣一 布单□□ (破探五一384)
- 穰邑西里張賢 見 / □復□一領 □□□一両 / 白布禪一領 母 面衣一枚レ (以上為第一欄) / □□□□領 四月甲午 同隧卒呂為取囊 / 行勝一枚已 □ (以上為第二欄) (破探五二92)
- 穰邑西里張鎮 見 / 阜□一領 □□一枚 / 布禪一

- 領 布練一両レ / 布禪袴一領レ 行勝二枚□ (以上為第一欄) / □□□一枚 □一枚 錢七百 / 縹練二両レ 黄布禪衣一領已 / 黄布袴一枚已 (以上為第二欄) (破探五二93)
- 穰邑長安里房□ 見 / 白布单衣二領レ 面衣一枚 / 白布单□一領レ 白布練二両レ / 白布单二枚レ (以上為第一欄) / 黄单□一領已 / 白韋袴一枚已 / 行勝幘二枚已 (以上為第二欄) (破探五二94)

- 白練複大襲一領 白布单袴一領 / 縹複襦一領 白素帶一枚 (破探五二187)
- 白布单襦一領 (前後略)

右は、多く戍卒の衣料リストである。用例文の中に「見」「レ」「□」などの符号があるが、これらは後の別筆で、受領者のサインである。

- 「絮巾」は、わた帽子(「絮」は、わた、わたいれ)、「面衣」は、戍卒らが寒を防ぐために面を蔽うもの(他にもう一例みえている、破探五二259)、「行勝」は、むかばき(行勝)、きゃはんの類であろうか、「幘」は、頭巾、かんむり下、の意。袴の類に「枚」、また、「領」を用いた例があるが、これらは例外的用法である(「両」「領」参照)。
- 第卅二隊卒鄭邑聚里趙誼 自言十月中賈賣系絮二枚直三百居延昌里徐子放所 已入二□ (破探五一249)
- 豐責居延男子張君孫襄絮一枚直百三十五入三十五(破探五九38)
- 尉史李崇 十月祿大黃布十三枚 十二月辛未自取 □ (破探五九194)

- ●右吞遠部士吏以下吏九人用大黃布百一十委枚 今(破探五九228) 士吏、尉史、候史、隧長などの十月の祿は「大黃布十三枚」であり、これは十二月(または、翌正月)に、候長、または、本人が受領している。

この破城子探方五九からは、同様の簡が延三十一枚も出土していて特異であるが、破城子房屋二二からも一点(267)出土している。

○ 餅匠際卒濟陰壽貴里牟實 羊草七枚 (破探四〇187)

○ 第卅六際卒饒得敬老里趙同 羊草七枚 (破探六五322)

○ 少八歳恩以大車半側軸一直万錢羊草一枚為囊直三千大筭一合直千一石 (破房二二11)

○ 饒得賣魚尽錢少因賣黑牛并以錢卅二万付粟君妻業少八万恩以大車半糖軸一直万錢羊草一枚為囊(前後略) (破房二二24)

「羊草」は、羊のなめし皮。衣料品類の材料であろうか。「七枚」とは、何かの意味があるうか。後二例は、囊に作ったものらしい。この二例は、建武三年(紀元二七年)十二月、甲渠候の粟君と民の寇恩との間における訴訟書類にみえるものである(前稿参照)。

○ 卮五枚 直廿三 (破探四八150)

日用什物としての卮であろうか。先の「合」の条には、小檠、中檠、小杯、鉢比などに「枚」が用いられていた(破探五15)。

○ 次吞際卒高当四月乙酉入插一破耳/伐胡際卒任林插一完/第七卒 (破探五一212A)

○ 冯忘插一完(後略) (破探五一212B)

○ 四月乙酉省卒作署所入插凡七枚 (破探五一212B)

前者は、二欄にわたって插の破・完状況が記されている。「插」は耕作具で、「鍤」に通じてすきをいうのであろう。後者は、それらを集計したもので、ここに「枚」が使用されている。

○ 第卅二卒王弘車父/新野第四車 /木十五枚 付弘軸一/泉三 (破探五七60)

○ 大竹一 車荐竹長者六枚反奇三枚車荐短竹三十枚(破探四〇16)

右二例は、車に関する用材を数えたものであろうか。「荐」は、しきむしろの類のようだが、この竹は、丸い竹、割竹のいずれであろうか。

○ 去盧一直六百繩索二枚直千皆置業車上(前後略) (破房二二12)

類似例がもう一例あるが、「繩索」には「疋」がない(破房二二25)。去盧は、竹か柳を編んで作った食器らしいが、繩索については未詳。

○ 馬泉三百五十枚愿 (破探一七36A)

○ 枚縑素上賈一匹直小泉七百枚其馬牛各(後略) (破探五九163)

○ 小泉は、新の王莽の鑄造した錢の一種である。

○ 禹所板十四枚第十三際所板十五枚●凡得板七十枚謹遣第十一 (破探五七51)

この板は、合板檄(板檄)をいう。長さ二三センチ前後、幅四・五センチくらい、厚さ〇・五センチくらいの板二枚を相合して密封する書版で、重要な緊急文書に用いる。

○ 甲溝 /白素三匹未入 繩少九十五斤/縁二丈未入/樂少黍一枚/緒絮一斤三兩未入 (破探五九342)

四行目冒頭は、文献Cの図版に「樂」とある。これにつき、薛英群氏は「樂」字と翻字し、牘(書牘)の未記入のものとする。「樂」には、ふだ、書版、文字を記す木札、手紙、奏状、文書といった意味がある。

○ 兩行百札二百繩十枚/建昭二年二月癸酉尉史口付第廿五際 (破探五九154A)

「兩行」は、二行書き用の木簡、幅一・五センチ、「札」は、一行書き用のそれ、「繩」は、これらを編成して冊書とするに用いる麻紐。建

昭二年は紀元前三七年。

○ 第三十五際長孟政編二枚 (破探五九538)

あるいは、簡で編成された簿籍の類を数えたものであろうか。

○ 際輸^{きよ}旨十枚会己亥 (破探五一669 A)

「^{きよ}旨」は、葦を束ねて作るたいまつ。烽の夜間用の信号とする。

○ 官箭二百枚 (破探四八67)

○ 立等逐捕到憲治所不能及駿問際長王辞曰憲帶劍持官弩一箭十一枚 (破探六八26 A)

大 (破探六八21)

○ 長六寸深至骨憲帶劍持官六石具弩一稟矢銅鏃十一枚持大 (破探六八21)

○ 第七際長徐循 今年四月中休 持際六石具弩一稟矢銅鏃卅 (破房二二433)

○ 六月一日胡虜 右四例は、箭、稟矢銅鏃を数えたもの。第一例は、封泥匣槽(*印)を有する。これは、二百本の官箭をくくった束に付された檢の類であらうか。「稟矢銅鏃」は、銅製のやじりを着した長い矢。

○ 万歲部 弦三十枚 稟矢二千黍百見千九百 (破探二二175)

右は、弓弦を数えたもの。これと同様の構文は以下に九例(簡)みえているが、「枚」字を伴わない。草稿のためか。「^虫矢」は短い矢。

○ 劍一枚閣、布襲一衣 / 韋鳥一閣、(前後略) (破探五六86)

○ / 斧十四枚 / 杓十枚 / 槃十五枚 / 許脚 (破探五二184)

○ / 告候官際 / 伝斧一枚詣 (破房二二571)

斧は日用必需のものでもあろうが、「槃」は「將軍器記」の中にもみえるので(居延簡、293・1、293・2)、一応、ここに置いた。

○ 子陽車大穿釘一子陽欲得魚数什一諦自詳之葦席四枚魚皆中数大魚 (破探四四6 A)

○ 三月二十六日出席簿 / 出臧中六尺十枚 / ●凡六尺二十枚 / 出 (破探五九74)

臧中延十五枚 / 又新 下六尺三 (破探五九74)

前者は「葦席」を数える。後者は、席の出納簿中の用例である。

○ 鷄一枚 (破探二31)

○ 最凡鷄九十枚 (破探四13)

○ 肉卅斤凡三枚 (破場内30)

「九十枚」という数字からすると、これは生きた鶏のようであり、「肉」とあれば、これは食肉であらう。本資料では、魚は「頭」で数える。

本資料には、以上のように「枚」が用いられている。用例は多く、用法も広いが、この他、用法の定かでない例もある

○ 栗 廿枚 (前後略) (破探四八18 B)

この簡には、もう一例「栗廿枚」とみえる(但し、文献Cの。候隧の常備品の一つらしいが、どんなものかはっきりしない。次も同様である。

○ 物牛頭檢入一枚著檢 (人字以下後筆) (破探六五167)

○ 小 二百枚未取諸部有 (破探五〇222)

○ 九十二枚枚五泉直三百 (破探五〇222)

○ 枚八錢直千二百一十六 (破探六五114)

○ 二千枚人力少徹有書 (破房二二503)

右四例などは推測もできるが、「 五枚 」(破探五一75)のような場合は全く不明である(他、破探五〇144 A、同五九513、甲四探一20)。

(23) 粟

○ 賣^{わた}粟^{ふた}三直百五十 (破探五一414)

粟は、一稟五十錢で売買されたらしい。先には、粟を入れる券(巻)、

羊草の囊などがみえていたが、「■右南陽私衣物囊百一十一」(破探五二84)からして、衣料や絮なども囊に入れて持ち運んだようである。

24 歳

○ □□齒十六歳項上有□一所 □□□ (破探二二531) (既出)

○ 廿四駅馬一匹驛牡左剽齒八歳高五尺八寸 上 調習 (破塙外灰堆1) (既出)

○ □神爵三年功勞中勞二歳十一月七日校□ (破探五三60)

人、馬の年齢、勤務年数などに「歳」が用いられる。

25 牒

文字を書いた竹・木簡、また、文章を数える(注(18)参照)。段注説文に、「按厚者为牒薄者为牒」とあるが、今の場合、その厚薄とは関わりないかもしれない。

○ □□□日謹案其一牒 (破探五167)

○ ●移校簿十牒言府会□ (破探五二174)

○ ■右一牒屋蘭民□ (破探内132)

○ □□自言貴際長孫宗等衣物錢凡八牒直錢五千一百謹取得(前略) (破探五二110)

○ 十四牒直万七千四百 (破探五六250)

右二例は、衣物・錢それぞれ一点を一牒に書いたものではなからうか。

○ □尉二人人一牒 (破探五九279)

○ 牒書吏遷序免給事補者四人(一)一牒/建武五年八月甲辰朔丙午居 (破房二二56A)

延令 丞審告尉謂郷移甲渠候官聽書從事如律令 (破房二二56A)

26 発

○ 第八隊攻候部君与主官譚等格射各十余発虜復徒塞 (破房一六47)

「発」は、漢代には集体量詞として矢の十二本、または、四本を意味するとされる。岡田挺之著『物数称谓』に、「漢書十二矢為二発」とするが、これもその古注の一部によるものらしい。

本資料には、「居延甲渠候官第廿七際長士伍李宮 建昭四年以令秋射発矢十二中鬲矢六当……」(破探五二95)とみえる条がある。功令により、毎年秋、各候で候長、士吏、烽燧長等の皆で弓射の試験が行われ、各十二矢を発することになっていた。十二矢とは、三次にわたり各四矢を発するものであり(儀礼)、先の居延簡にも同趣の木簡がみえている(34・13、45・13、45・23、49・14、133・14、142・16、145・37、173・24、206・21、217・27、227・15、227・100、232・21、264・24、267・11、その他)。居延簡には、また、「累虜候長/弓箭四発/回」(83・3A)とみえる簡がある。双行書きの下に封泥印匣槽(*印)があるから、これは「弓箭四発」の束ねに付されていた検であろう。とすれば、「四発」とはその十六本か四十八本かのいずれかをいうことになるが、ことさらこうして束ねたとすれば、後者の方ではなからうか。即ち、これは「一発」十二本」と解されるのである。当面の用例の「各十余発」にこれを当てはめれば、「各一二(〇本余)」となるが、多過ぎるといふ数字ではないであらう。

27 級

○ 兎政隊長王匡爵各一級 (破房二二448A)

○ 等三人捕羌虜斬首各二級当免為庶人有書今以旧制律令為捕斬匈奴 (破房二二221)

書到以科別從事官奴婢以西州 (破房二二221)

○ 能与衆兵俱追先登陷陣斬首一級購錢五万如此 (破房二二232)

「級」は、本来、等級を示す。斬首一で爵一級を賜った(秦法)ところから、斬首を級といい、これらも「級」で数える。

(29) 編

竹・木簡類を麻紐で編綴した文書や簿籍類を「編」で数える。

- 札長尺二寸当三編 □ (破探四58)
- 六人衣少物別名牒書一編敢言之 (破探五一114)
- 始建国三年二月辛酉朔 □ □ 名如牒一編敢言 □ (破探七26)
- 「札」は一行書きの木簡、「牒書」は、その編書であろう。
- 始建国五年九月丙午朔乙亥第二十三燼長宏敢言之謹移所占／書 〓
功勞墨將名籍一編敢言之 (破探五一)
- 賦名籍一編敢言之 (破探八一A)
- □ 受奉名籍一編敢言之 (破探四〇137)
- 建平三年六月庚辰朔戊申万歲候長宗敢言之謹移部吏卒
廩七月食名籍一編敢言之 (破探四三6)
- 右四例には「名籍一編」とみえる。これらにもこの類例(破探六4、
同一三一、同一199、その他)にも末尾に「敢言之」とある。
- 永光四年八月戊申朔丁丑臨木候長 □ 謹移吏日迹簿一編敢言之
(破探四八一)
- 河平三年十月丙戌朔癸丑誠北候史章敢言之謹移／十月吏卒日迹簿 〓
一編敢言之 (破探五一207)

右には「日迹簿一編」とみえる。烽燧勤務の吏卒の任務の一には天田(烽燧の周囲の防敵施設)の点検とその報告書、即ち、日迹簿の提出が義務付けられていた。類例省略(破探四四45、同四八2、他)。

- 菱積別簿一編敢言之 (破探五9)

- 始建国二年四月丙申朔丁巳 □ 警直伐閱簿一編敢言之 (破探七9)
 - □ / 己丑甲渠郵候漢彊 / 簿一編敢言之 (破探五三29)
- 「伐閱簿」とは、吏の功勞を記録した簿書とされる。²⁹⁾ 第三例は、はっきりしないが、「簿」字の上に文字があったのかもしれない。

- 元延四年九月戊寅朔戊寅不侵候 □ 謹移八月郵書課一編敢言之
(破探四〇147A)
 - 建始二年十二月甲寅朔甲寅臨木候長憲敢言之謹移／郵書課一編敢言之
言之 (破探五一264)
 - □ 課一編敢 □ (破探一〇34)
 - 「郵書課」は、郵書遞送の記録簿であるが、右はその報告書であろう。
 - 八月戊辰尉 □ 爰書一編敢 □ (破探五一600)
 - 「爰書」は、訴訟の取り調べ時の口述記録である。
 - 甘露二年五月己丑朔戊戌候長壽敢言之謹移成卒自言貫賣財物／吏 〓
民所定一編敢言之 (破探五三25)
- 「貫賣」^{かひり}に関する紛擾について、自白書をもって上申したものらしい。量詞「編」は、およそ、右のようにしてみえる。然して、ここで、右には共通して「……一編、敢言之」とみえる点に気付かれる。「一編」との文言は、その編書名は不明ながら他にもみえているが、やはり、「敢言之」との三字が添えられている(破探四八161、同一56、同一三235B、同一五三254、その他)。もちろん、他には「一編唯府令 □」(破探五127)のような例もある。しかし、右からすると、まず、これらの「一編」は上級機関へ「敢言之」するために作成される文書・簿籍であること、次に、そうして完成した編書の最末尾の木簡には「一編」との量詞が添えられたこと、の二点が知られよう。

量詞「編」についての用例は少なくない。「……効状一編敢言之」(破探六八二、同六八三)、「……応書一編敢言之」(破房二二四五)、「……完兵出入簿一編」(破房二二四六A)、その他、多くは省略に従う。

(29) 行

次のようにみえる簡があるが、「行」は量詞かどうかわからない。

○ 煮鷄腊 尉愿取一行 ● 三老来過希欲備之 (破探五二四〇)

(30) 輩

○ 数其一輩 從官 (破探六三〇)

○ 第五際南一輩七騎 (破探七一一)

後者は、一列(一グループ)七騎が南へ向ったとの意味ではないかと思ふ。

(31) 通

○ 昔火二通 如時付臨桐際 (破探五二六〇八)

○ 行夜拳昔火二通 ● 即昼見虜三四百騎以下 (破探五三二〇四A)

○ 虜犯人塞随河下行夜拳火二通 (破探二二三九二)

○ 四月庚戌平旦衆騎亭拳地表下一昔火再通日中復拳 (破探五二六〇八)

通 通謂不侵候長輔等推關界中具言 (破探外灰堆三六)

烽燧等の間における通信の受け伝えの回数「通」で表わされる。

「昔火」は、夜間の旗や吹き流しによる通信、「拳火」も同趣であろうか。

「表」は、日中の旗や吹き流しによる通信。「鼓」による場合もある。

○ 入奴患我粟 (破探四一〇〇) 二月壬子見 (破探四一〇〇)

○ 一通官適吏借 (破探五六八八)

右は通信文を数えたものであろうか。

(32) 隻 ↓ (22) 枚

○ 孫併取鷄一隻 (破探四三二〇六)

○ 出百八十買鷄五隻 (前後略) (破探五一二二三)

羊、鷄、駱、糴米、沽酒を買って八百六錢を出費した報告書の一部である。鷄には、先に「枚」が用いられていた(「枚」参照)。

(33) 韋

「困」に通じて用いられたものかとも思われるが、次のようにみえる。

○ 槍百大二韋長八尺 / 石大如羊頭以上三百 / 射軛十五三西面二北 / 面十南面 (以上為第二欄) / 辟門疾犁一大十韋長丈三尺 / 閔門擊五百 / 治擊五百 / 羊頭石五百 (以上為第三欄) (前後略) (破探四八八A)

○ 慈其索一大二韋半長四丈 (破探五一三二〇)

○ 出錢二百買木一長八尺五寸大四韋以治罷卒籍令史護買 (破探五二二七)

○ 尉史並白 / 教問木大小賣謹問木大四韋長三丈章七十長二丈五尺章五十五 ● 三韋木長三丈枚百六十 (後略) (破探六五二〇) (既出)

それぞれ「大……」とあるから、その大きさ、太さを「韋」「韋半」で表現しているらしい。「困」については先学の詳論もあるが、ここは、

両手の親指と人指し指とを合せ困った長さぐらいをいうのであろうか

(韻会、一困五寸、又云困三寸)。第四例は先にも引いた(「枚」参照)。これは、「四韋(木)」と「三韋木」との寸法や枚数をいうもので、前者には、「長三丈章七十」と「長二丈五尺章五十五」との二様があるようである。従って、この「韋」は名詞であるが、参考例としたい。

(34) 領 ↓ (6) 両、(22) 枚

本資料には、その性格上、成卒の衣料(衣物)が多くみえており、その一端は、先の「両」「枚」の条にもみてきた。成卒関係の衣料につい

ては程喜霖氏に言及⁶⁾があり、これによれば、次のようにまとめられている。

(上略) 燧長、燧率資裝由官府配給、所配資裝有複(有裏)袍(長襦)、官袍、複襦(短衣)、袴(褲)、履和絺。履絺以「兩」計即雙。(後略)

(前略) 這至少是漢代敦煌一個戍卒所配備的基本資裝、有春秋用阜布袍一件、夏用的阜布單單衣領、冬用白練皮裘一件、狗皮絺二兩。燧卒是辺兵重要組成部分、亦当有類似配給。

衣物類には、原則として量詞が添えられている。それぞれに量詞が定まっていたからでもあろうが、今一の理由がある。即ち、これらの衣料を記載した文書の多くは公文書であるということである。戍卒の衣料が官給品であれば、これには必ず公文書を伴う。その授受の過程には、その都度明証が求められ、受給者の受給サインも必要である。このようにして作成される公文書には量詞を使用し、内容伝達に遺漏や混乱のないよう、細心の注意が払われたことであろう。時には、次のような例もあるが、こと、衣料を列挙した文書としては例外的な存在である。

- 臨潁定里餘賞(見出し) / 練復襲二 阜袴一 布單袴一 / 阜復袍一 布復絺一 布絺一 口(以上為第一欄) / 阜布一
- □ □ 三枚 …… / 布單阜衣一 布單一 口 布襲一領(以上為第二欄)

「領」についての用例は多くて列挙し切れない。一部を掲げよう。

- □ / 賁賣官復袍若干領直若干某所隧長王乙所 □ / 它財 □ (破探五六230)
- □ / 章單袴一兩 □ 一 / 官裘一領 | 白練復衣一領

- 受正月余襲二百卅二領 / 其二領物故 / 今余襲二百卅領 (破探五二136 A)

- □ 回* / □ …… / □ 布復袍一領 | 賁賣官裘一領 / 阜布章禪衣一領 / □ 復襲襲一領 口 / 阜布復袴一兩 口 / 犬絺二兩 / 常草二兩 口 / 泉肥一兩 / 取 口 / 車第十 (破房一九12)

- 河東絳邑蘭里 □ 逢除 / 阜 □ 復袴一兩 / 阜單衣一領 / 布單襦一領 / 布袴一兩 (甲四探二11)

- □ 回 / 齋官裘一領 過受都内 / 阜布禪衣一領 (破探五三210)
- 戍卒 / 魏郡回 / □ □ / 阜布 □ 禪衣一領 / 阜布復襦一領 / 練復襲二 襲一領 / 阜布復袴一兩 / 泉肥一兩 第廿三 (破探五九676)

- □ 帛一匹 出帛一匹 從民吳 □ 買貸繪縹一領 □ 絳 (破探六五65)
- □ / 布檐褕一領 / 布袴一兩 / 十月乙巳第十四卒蔡忠取 口 (破探五二186)

- □ 阜練長習一領 (甲四探二117)
- 戍卒魏郡貝丘某里王甲 / 賁賣 □ 阜復袍泉絮緒一領直若干千居延某里王乙 □ / 居延某里王丙舍在某辟 ● 它衣財 □ (破探五六113)

- □ / 賁雒阜復袍泉絮壯一領直若干千(後略) (破探五六208)
- 木質一 白玄甲十三領 | 革甲六百五十 鉄鎧二千七百一十二 (破探五九183)

「領」は、右のようにしてみえている。こうした用例を、改めてその対象毎に整理すれば、次のようになる。各表記は所見するままである。

- 〔襲〕 襲(破探五一192—三例、同五七3 A、同五九555)、官襲(破探

五12、同五三115)、練大襲(破探五八19)、布襲(破探五一384、同五一67、同五九51)、皂襲(破探五二759、同五六331)、布復襲(破探五六69)、阜復襲(破探五六69)、□□復襲(破探五一745)、白練復大襲(破探五二187)、□復襲襲(破房一九12)、□□□襲(破探五二638)

〔袍〕

官袍(破探五12、同六一11、同五一507、同五三115、同五九923)、袍(破探四三255A、同五九31)、練袍(破探五一387)、阜袍(破探五一314)、官復袍(破探五六230)、□布復袍(破房一九12)、: □阜復袍(甲四探二58)、縹復袍(破探五一122)、□袍(破探五六152)

〔襦・縹〕

白布單縹(破探五二187)、布單縹(甲四探二11)、布單縹(破探五二139)、絳單縹(破探五二188)、布復縹(破探五一67、同五一378)、皂布復縹(破探五二638)、阜布復縹(破探五九676)、縹復縹(破探五二187)、縹復縹(破探五九51)、□復縹(破探五二188)、白紬縹(破探五一302)、阜縹(破探五二387)、練縹(破探五九645)、布縹(破探五一387)、繪縹(破探六五65)、□□縹(破探五二259)

〔襜褕・褕〕

布襜褕(破探五一221、同五二186、同五六69)、阜襜褕(破探五二188)、布褕(破探五二93)

〔単衣・禪衣〕

単衣(破探五二329)、布単衣(破探五八19)、白単衣(破探四〇6A)、白布単衣(破探五二94、同五二259)、阜単衣(甲四探二

11)、阜布単衣(破探五一378)
白布禪(^{てん})(破探五二92)、皂布禪衣(破探五三210)、阜布□禪衣(破探五九676)、阜布章禪衣(破房一九12)、黄衣禪衣(破探五一66、同五二93)

〔裘〕

官裘(破探五12、同五二136A、同五三210、破房一九12)、裘(破探五三116)、□復襲裘(破探五〇213)、羊皮裘(破探五八115)、練復襲裘(破探五九676)

〔袴〕

布單袴(破探五四21)、布禪袴(破探五二93)、布復袴(破探五一66)

〔その他〕

阜練長習(甲四探二117)、白練復衣(破探五二136A)、衣(破探五二304)、絮緒(破探五六113)、絮壯(破探五六208)、□□□衣(破探五二638)、白布單□(破探五二94)、□復□(破探五二92)、阜□(破探五二93)、: □布□(破探五九645)、白玄甲(破探五九183)、——この他、「……□一領」とあるもの六例、「……□領」とあるもの四例あり。

右の内、袴に「領」を用いるのは異例である。破城子探方五二66、同五二93、また、同五二94、同五四21には、「両」「領」「枚」などに混用があるようである。

(9) 頭

○ 商即出牛一頭黄特齒八歳平賣直六十石(前後略) (破房二二4)
○ 時粟君借恩為就載魚五千頭到饒得(前後略) (破房二二23)

右は、建武三年(紀元二七年)十二月の裁判書類(粟君所責寇恩事)にみえるもので、ここでは、牛(八例)、魚(三例)を「頭」で数える。

- 牛大小八頭大車二両皆与大卿令為子息之又子偃前大卿奴及牛廿余 (破房二二341)
 - 各有大車二両用牛各一頭余以使相□(前略) (破房二二657)
 - 右二例は、「大車二両」と共にみえる。他一例(破房二二752)も同様。魚を「頭」で数えた例は、右の他に五例(六例)拾われる。
 - 張博士臨辞旦党閏月中受刑博魚廿頭三月中 (破探二〇11)
 - 博詣官封符持魚廿頭遣党受博魚 (破探二〇15)
 - 今自買魚得二千二百黍十頭(前後略) (破探四四5)
 - 長□□□起居得母有魚百廿頭 □它今遣崔尉史執物如牒十五 (破探四四8A)
 - 日寄書万侠游付(前略)
 - 吳猪病卧武彊際仁使通持魚廿頭遣猪余魚三百八十頭仁□ (破探五二80)
- 次は何を数えたものか定かでない。
- 凡□□百廿一頭 / 出十束直八十五子首取錢□ / 出七束張紀実錢□
付魏子□ / 出三束直廿七錢未□(前略) (破探五〇140B)
 - 卅頭直三百一十八不三百八十頭直三百卅八交錢百不二百辞不相応 (破探五一82A)
- (36) 騎 ↓(4) 人
- 第五際南一輩七騎 □ (破探七11)
 - 蚤食時到第五際北里所見馬迹入河馬可二十余騎…(破探四八55A)
 - □□行夜拳首火二通●即昼見虜三四百騎以下□ (破探五三104A)
 - 從河中出上岸逐丹虜二騎從後來共困遮略得丹及所騎(破探六八88)

○ 百騎亭但馬百余匹橐他四十五匹皆備賀併塞来南燔 (破房一六48)(既出)

「虜」とは敵方、匈奴兵をいう。第二例は日迹簿かもしれない。これは騎士を「騎」で数えるものである。参考例として次がある。

○ 四月己亥居延都尉德城騎千人慶兼行丞事下居廷農承(破探五六33)
「騎千人」は「千騎」に同じ。同一例は他にもあるが(破探五一556A)、また、「騎士十六人」、「羌騎百人」のような例もある。

(37) 齊

- □六日病傷臙葉十齊□ (破探九3)
 - □葉卅齊不偷至八月己□□□府□爰書□ (破探四三251)
 - □飲葉五齊積三日 (破探五一423)
 - □□六千齊 (破探五二145B)
 - □西卒夏同予葉二齊少俞 (破探五二228)
 - 第七際卒舒□胡除… (破探五二228)
 - 飲葉三齊□
 - □頭慮寒熱飲葉五齊不愈戎掾言候官請 (破探五九269)
- 右は、調合(合和)された散薬の類を数えたものであろう。次に参照されるように、これらは酒にとかして服飲したようである。第二、五、七例にみえる「偷」「俞」「愈」は、共に「癒」の意味であろう。なお、第五例の「酉」「俞」につき、薛英群氏は「医」「醫」「偷」と翻字され、「医卒」とは、官医のもとで働くその補助員であるとされる。
- □一分栝楼或昧四分麦文句厚付各三分皆合和以方寸匕取葉一置杯 (破探五六228)
- 酒中飲之出矢錄

三 量詞のみられない場合

本資料にも量詞の添えられない例はある。先には、衣物類の場合について一例を掲げ、こと、衣料を列挙した文書としては例外的な存在であると述べた。関連する用例を補ってみよう。

- 阜布衣直三百九十 韋袴直六百 褱直二百／阜襲直二千 皮袴直三百 張偉三百／袍直千三百 皮□直六〇〇
- 凡直五千六百九十(以上為第一欄)／除二千四百六十五 定三千二百廿五(以上為第二欄) (破探五二91B)
- 畢／襲一、β □一、β／布復襲一、β □一、β／韋一、β 袴一、β □一、β／布単襦一、β □一、β □一／褱一 (破探五二332)
- 右は、貫売、貫買の際の証文の類でもあろうか。前者には、衣物毎に金額が記されている。後者の「畢」「β」は、完済の意を示すもの。
- □□／櫛長襦一レ 阜布単衣一母／白練袴一レ 阜布単袴一レ／行勝幘面衣各一母／羊皮袴一母 (破探五二141)
- □／布褱一 布巾一／絮巾一 表裘一／布二尺半／ (破探五六101A)
- 山陽親陽里魏偃 第廿三隧／爵復襦一衣／阜復櫛下閣、／白練袴一閣、／布禪衣一閣、(以上為第一欄)／劍一枚閣、 布一襲一衣／韋寫一閣、 布屣一衣／ 縑屣一衣／ 布禪一衣 (以上為第二欄、「第廿三隧」「衣」「閣、」は後筆) (破探五六86)
- 「衣」は、着用する、「閣」は、倉庫に保管する、との意であろうか。

総じて、各文書(木簡)の性格、目的のはっきりしないのは残念であるが、一部ながら、こうして衣料に量詞を用いない用例も存在はする。量詞を用いない用例は、武器関係、烽燧の備品関係の文書に目立つようにみうけられる。その若干例を示そう。

- 弩一箭百 (破探八9)
- □官弩一箭二百 槍五□□□□／官鼓戟盾各一 大莛卅小莛四 尺莛各百 □／官鎧鍔各一 茹三斤蘭一箭三□／□箭各一 (破探四九13B)
- 一 戍卒魏郡清淵乘車里董市利／四石具弩一 藁矢五十／弩帽一 蘭冠各一 (破探五一68)
- 箕山際卒饒得安成里范齊／六石具弩一／弩帽一／藁矢銅鏃百少 一(以上為第一欄)／蘭一母冠 居延有方四(以上為第二欄) (破探五一209)
- □具弩五系弦緯完 三石具弩十二完 蘭……／□……緯完 弩帽廿 其十幣 蘭冠六完／藁矢銅鏃千 其百九十五 (破探五三117)
- 呻呼… (破探六72)
- 蚩矢銅鏃三百五十 (破探六72)
- 臨桐際蚩矢卅 (破探四八155)
- ■藁矢銅鏃百完 (破探五一150B)
- 藁矢百皆序呼物故口 (破探五一405)
- 第九際斬干一完 (破探五二549)
- ■服一完 (破探五一146)
- 六尺席一直百卅五(前後略) (破探五〇144A)
- 「帽」は弩にかける袋、「蘭」は矢を入れる袋をいう。永元五年(紀

元九三年)の冊書、「兵釜礎簿」には、「官弩」「具弩」に「張」、「箭」「矢銅鏃箭」等に「枚」が用いられていたことが参照される(前稿)。

○ 候史広徳坐不循行部涂亭趣具諸当所具者各如府都吏举部牒不畢又
省官檄書不会会日督五十 (破探五七108A)

○ 候史広徳 ●第十三/際長菴 /亭不涂 毋馬牛矢/毋非常

屋 毋沙/毋深目 毋芮薪/薰少二 毋□□ (以上為第一欄)

／表幣 積薪皆卑 亭不涂/□□ 具索緩 毋

非常屋/毋□□□□□ ●第十四際長光 羊頭石少二百/毋□□□□

□ 毋深目(以上為第二欄) / (後略) (破探五七108B)

右は、第七欄まで続く長大な文書であり、各隊長の名のもとに、隧それぞれにおける備品の不足が列挙されている。烽燧に設備される備品は、始建国二年(紀元一〇年)の「棗他莫当燧守御器簿」によっても知ることがができる(前稿参照)。「馬牛矢」「羊頭石」「沙灶」「芮薪」「積薪」「深目」(観測装置)「表」「狗・狗籠」など、隧には必ず充足させておかねばならないものであった。

このように、武器関係、烽燧備品関係の文書には量詞の使用のないことがあるのであるが、振り返ってみれば、これは先の敦煌簡牘資料、居延簡牘資料でも同様の傾向にあったようである。これは一体、どのように考えればよいのであろうか。量詞の使用の少ないのは、そうした文書のせいであろうか、あるいは、そうした武器だの烽燧備品だのといった対象目そのもののせいであろうか。もし、前者の類であるなら、やはり、文書の作成目的、提出先、性格等が問われよう。また、後者の類であるなら、それぞれ対象目毎の量詞用法の不安定、未定着、あるいは、その不足、欠如といったことを考えてみなければならぬ。

こうした状況については、先の衣物類における場合を併せみながら、なおも、検討・分析を試みていくしかない。

四 結 び

新たに発見された居延漢簡により、我々は、さらに多くの量詞の使用例を得ることができた。これを、先の敦煌簡牘資料、居延簡牘資料、また、古代墓葬出土資料等における場合に合すれば、実に多くの量詞の存在とその用法とを知り得たことになる。これらは、しかも、遠く遡った漢代の使用例である。量詞は、「文言文に登場する機会に恵まれないのが当然だから」、元代以前におけるそのあり方については、「すべて不明であると言ふ外ない⁹⁾」とされてきたことを顧みれば、信じられないような状況展開といつてよいであろう。

さて、本資料における量詞につき、その用法面から整理すれば、次のようにならう(空見出しの「(9)劑」「(14)囊」「(19)圍」は含まない)。

(一) 個体そのものの数量を表わす(名量詞)

① 数を数える量詞(性質、形状等による)

(1) 单数……	(1) 乘	(2) 丸	(4) 人	(5) 件	(6) 兩	(10) 匹	(11) 区	(12) 卷
(16) 封	(17) 張	(18) 所	(19) 日	(22) 枚	(24) 歲	(25) 牒	(27) 級	(28) 編
(30) 輩	(32) 隻	(34) 領	(35) 頭	(36) 騎	(37) 齊			
(a) 複數	(a) 定數……	(6) 兩	(26) 発					
(b) 不定數……	(7) 具	(13) 合						

② 量をはかる量詞(器物や処置方法等による)

- (3) 于 (8) 券 (20) 束 (21) 杯 (23) 囊 (23) 章

(二) 個体の運動の回数を表わす(動量詞)

(31) 通

* 分類未詳 (29) 行

動量詞の類の少ないことに注意されるが、これは漢代西北辺境出土の簡牘類、古代墓葬出土簡牘類など、こうした文書類に共通する傾向である。因みに、時代の降った吐魯番出土文書においては、随葬衣物疏の類では、やはり、同様の傾向にあるが、それ以外の文書類では、「市」「廻」「次」「番」「遍」といった動量詞がみられる。また、唐代の伝記の「一である大慈恩寺三藏法師伝においては、「反」「市」「度」「拜」「歩」「般」「返」「遍」のような動量詞が用いられている。⁽³²⁾

量詞は、その資料の時代、内容、性格、形式(様式)、文体等により、使用の有無、用法上の差異など、大小の偏りのあることが予測される。今後における主なる課題の一は、こうした点を説明していくことにある。右をもって、本稿では、次の点を指摘しておきたい。即ち、居延新簡においても、量詞は積極的に使用されていること、一部に混用はあるもののそれらは明確に使い分けられていることの二点である。

(一九九五年八月二十四日、清書了)

注

- (1) 拙稿「居延簡牘資料における量詞の考察」、『島根大学教育学部紀要』(人文・社会科学編)、第二四卷第二号、一九九〇年一二月。
- (2) 薛英群著『居延漢簡通論』、一九九二年五月、甘肅教育出版社。五一―頁。
- (3) 森鹿三著『東洋学研究 居延漢簡篇』(東洋史研究叢刊之二十三

居延新簡資料における量詞の考察(三保)

之二)、一九七五年三月、同朋舎、三九頁。

- (4) 拙稿「日本書紀における助数詞について」、『鎌倉時代語研究』、第一八輯、一九九五年八月、八七頁。
- (5) 程喜霖著『漢唐烽埃制度研究』、中華民國八〇年一〇月、聯經出版事業公司。一〇三頁。
- (6) 注(2) 文献、一三二頁。
- (7) 注(1) 文献、一六頁、下段。
- (8) 段玉裁著『說文解字注』、中華民國五九年六月、芸文印書館。三二―頁。
- (9) 劉世儒著『魏晉南北朝量詞研究』、一九六五年六月、中華書局。二〇三頁。
- (10) 『影印日本隨筆集成』、第六輯、昭和五三年一〇月、汲古書院。二二丁ウ。
- (11) 注(2) 文献、二九二頁。
- (12) 注(9) 文献、一四〇頁。
- (13) 永田英正著『居延漢簡の研究』(東洋史研究叢刊之四十二)、一九八九年一〇月、同朋舎出版。三八〇頁。
- (14) 坂元正典「延喜式に見える困について(上)」、「(同)(下)」、「帝塚山短期大学紀要」、第一八号、一九八一年一月、第二〇号、一九八三年三月。
- (15) 注(9) 文献、二四四頁。
- (16) 注(5) 文献、一〇五頁。

- (16) 注(2) 文献、五二四頁。
- (17) 拙稿「敦煌簡牘資料における量詞の考察」、『島大國文』、第一九号、一九九〇年十一月。
- (18) 拙稿「中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察」、『島根大学教育学部紀要』（人文・社会科学編）、第二五卷、一九九二年二月。
- (19) 渡辺実「日華両語の数詞の機能——助数詞と単位名——」、『国語國文』、第二卷第一号——二〇号——、一九五二年一月。九九—一〇〇頁。
- (20) 拙稿『吐魯番出土文書』における量詞について、『島大國文』、第二〇号、一九九一年二月。
拙稿「トルファン墓葬出土文書における量詞の考察」、『島根大学教育学部紀要』（人文・社会科学編）、第二六卷、一九九二年二月。
- (21) 拙稿「興福寺本大慈恩寺三藏法師伝古点における助数詞について」、『築島裕博士古稀記念国語学論集』、一九九五年一〇月。
- 〔付記〕 本稿を執筆するにつき、本学部の福田哲之先生の御芳情をたまわった。記して御礼申し上げたい。